

広報



阿久比町
マスコットキャラクター
アグピー

主な内容 ページ

子ども手当 2

次世代を担う子どもたちのために「子ども手当」が創設されます。

まちの話題 6 ~ 7

卒園式・卒業式、東部小学校「あいさつ運動」、みそ造りなどまちの話題を紹介。

春の県民運動を実施 8

「安全なまちづくり」、「交通安全」春の県民運動を実施します。

あくいぶり旅 14

くろくわかいどう
人通りのない「黒鍬街道」を男性に案内してもらい…。

a public relations magazine
AGUI

2010年

4 月

1 日号

毎月1日・15日発行



“ 別れの涙 ”

3月8日、阿久比中学校体育館で「第63回阿久比中学校卒業式」が行われました。“卒業の歌”では、感極まって泣く生徒の姿が多く見られ、3年間の数え切れない思い出を胸に、264人が中学校を卒業していきました。

子ども手当



次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から「子ども手当」が創設されました。

支給対象

中学生までの子どもを養育している方(所得制限なし)
 中学生までとは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までをいいます。
 阿久比町に住民登録がある方
 外国人の方で在留資格のない方、短期滞在の方は対象になりません。
 公務員の方は勤務先からの支給です。職場の給与担当へ問い合わせください。

支給金額

平成22年度
 1人あたり月額

1万3 000円

子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みです。

(例) 1万3 000円 = 児童手当(5 000円) + 子ども手当(8 000円)

平成22年度分 支給月

平成22年6月(4月～5月分)
 平成22年10月(6月～9月分)
 平成23年2月(10月～1月分)
 平成23年6月(2月～3月分)

前支払期月に支払うべき子ども手当、または支給すべき事由が消滅した場合は、その期の子ども手当はその支払期月でない月であっても随時支払いを行います。

注意!

現在、児童手当の支給を受けている方は、みなし申請となるために原則申請手続きは不要ですが、下記の方は申請手続きが必要です。
 4月中旬(予定)に対象世帯に申請関係書類を郵送します。

申請の要否

- 子ども手当認定請求書(申請書)
- ・ 所得制限により児童手当の支給を受けていない方
 - ・ 児童手当の支給を受けていない方で、平成22年度に中学生(2・3年生)がいる方
- 子ども手当額改定認定請求書(申請書)
- ・ 児童手当の支給を受けている方で、平成22年度に中学生(2・3年生)がいる方

申請の手続き

今回に限り申請書は阿久比町から対象世帯に郵送します。
 記入の方法に従い記入し、返信用封筒で返信してください。
 郵送されなくても対象となる場合もありますので、住民福祉課にお問い合わせください。

公務員の方にも郵送されますが、阿久比町に提出の必要はありません。
 「子ども手当認定請求書」による申請の際には、下記のものが必要となります。
 厚生年金・共済年金加入者の方のみ、申請者(請求者)の「健康保険証の写し」または「厚生年金等の加入証明書」
 振込口座の氏名と番号を確認するため申請者(請求者)名義の預金通帳表紙の写し
 対象となる子どもと別居している方については、子どものいる世帯全員の住民票および監護事実の申立書(住民福祉課にお問い合わせください)
 外国人登録証の写し

「子ども手当額改定認定請求書」による申請の際には、下記のものが必要となります。
 対象となる子どもと別居している方については、子どものいる世帯全員の住民票および監護事実の申立書(住民福祉課にお問い合わせください)

申請窓口・問い合わせ先 住民福祉課児童福祉係 ☎(48)111(内226・301)

平成22年度から国民健康保険税の軽減割合を拡大

国民健康保険税には、低所得世帯を対象に納税の負担を軽減することを目的とした軽減措置があります。これまでは応益割合に基づき6割と4割の軽減措置を行っていましたが、今回の制度改正により、応益割合にかかわらず7割、5割、2割軽減が可能となったことから軽減割合を増やし、さらに対象者(2割軽減)の拡充を行います。

軽減措置は、昨年中の所得を基に判定します。加入者などに所得の申告をしていない方がいる場合は軽減判定できませんので注意してください。

すでに所得税の確定申告、町県民税の申告、勤務先から給与支払報告書の提出など所得申告が済んでいる方は、改めて所得の申告をする必要はありません。

軽減を受けるために申請などの手続きは必要なく、自動的に軽減された額で課税計算されます。

基準となる所得金額	今まで		これから	
	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
33万円以下の世帯	6割軽減		7割軽減	
33万円 + 24.5万円 × (世帯主以外の被保険者数 + 世帯主以外の特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	4割軽減		5割軽減	
33万円 + 35万円 × (世帯に属する被保険者数 + 世帯に属する特定同一世帯所属者数) 以下の世帯	軽減措置なし		2割軽減	

特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方。(世帯主の異動があった場合や喪失日から5年を経過すると特定同一世帯所属者ではなくなります)

問い合わせ先 保険課国保係 ☎ (48)1111 (内 214・216)

税金の話

固定資産税 Q & A

土地・家屋の課税でよくある質問を紹介します。

問 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのは。

答 宅地などについては、評価の均衡を図るため、全国一律に地価公示価格や鑑定評価価格などの七割を目途として評価を行うこととされています。(「七割評価」といいます。) 本来、土地の固定資産税は、評価額を課税標準額として課税するものですが、七割評価により評価額と課税標準額に大きな開きが生じたため、評価額に対して前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるのかという「負担水準」を求め、これにより税額を決定する仕組みとなっています。

具体的には、負担水準の低い土地は、前年度課税標準額にその年度の百分の五を加えることで、毎年税額を引き上げていくこととなります。

負担水準の高い土地は、税額を据え置か、引き下げることになります。地価が下がっているにもかかわらず、土地の税額が上がるのは、この負担水準が低いからです。

問 昨年度より税額が急に高くなったのですが。

答 次のような場合が考えられます。

住宅の敷地として使用していたが、住宅を取り壊したため、住宅用地の特例措置がなくなり、本来の税額に戻った場合。

新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻った場合。

固定資産税・都市計画税の前納制度

固定資産税・都市計画税を第一期分の納期限四月三十日までに全期分まとめて納付すると、報奨金が年間の税額から差し引かれます。

四月三十日の納期限を過ぎると、報奨金制度の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

納付書は、前納制度が利用できるように、全期分と各納期(第一期、第四期)分をまとめた冊子を送付します。

口座振替利用の方は、四月三十日に登録の口座から振り替えますので、預貯金残高を確認してください。

問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎ (48)1111 (内 218)

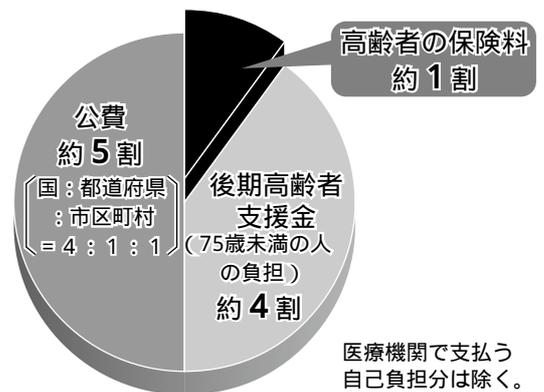
後期高齢者医療制度の 保険料率改定のお知らせです

後期高齢者医療制度でかかる医療費（診療を受けたときの自己負担額は除く）は、国・県・市町村が負担する公費で約5割、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で約4割をまかない、残った1割分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

被保険者数や医療費が増加しています。そのため、後期高齢者医療制度の保険料も引き上げざるを得なくなりました。

保険料の引き上げ（財政運営期間は2年間です）は、後期高齢者の皆さんの医療費を支えるためのものです。ご理解ください。

後期高齢者医療制度の財源



平成22年度・23年度の保険料率について

20年度・21年度の保険料率	
所得割率	7.43%
均等割率額	40,175円



22年度・23年度の保険料率	
所得割率	7.85%
均等割率額	41,844円

保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

一人当たりの保険料 （限度額50万円） 100円未満切捨て	=	均等割額 （41,844円）	+	所得割額 { 総所得金額等 - 基礎控除額（33万円）} × 所得割率7.85%
-------------------------------------	---	-------------------	---	--

保険料の軽減措置

所得の低い方や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった方については、保険料の軽減措置があります。（平成21年度と同じです。）

所得が低い方の軽減措置

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準によって下記のとおり均等割額が軽減されます。軽減割合は、被保険者と世帯主の所得金額の合計額などにより判定します。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9割軽減	「基礎控除額（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他の各種所得がない場合）
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯 本来7割軽減ですが、平成21年度同様8.5割軽減となります。
5割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

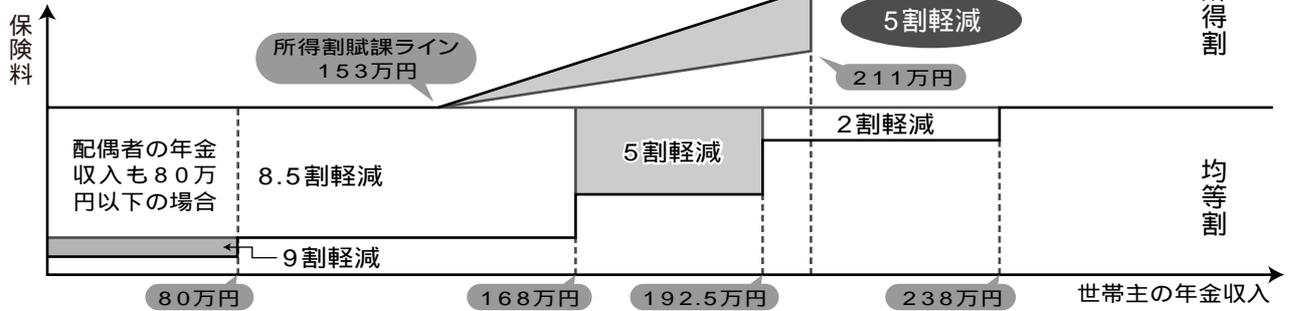
保険料率改定のお知らせ

【所得割額の軽減】

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

平成22年度 年金収入で見た軽減イメージ

【夫婦世帯の例（配偶者の年金収入135万円以下の場合）】



職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置

これまで職場の健康保険などの被扶養者だったため、保険料を負担する必要がなかった方については、平成22年度は均等割が9割軽減されます（所得割額は課税されません）。

保険料の納め方

保険料は被保険者一人一人が納めます。納め方は年金額によって異なり、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金から保険料が天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書や口座振替で個別に納めます（普通徴収）。

平成22年4月2日以降に75歳になる方や、県外から転入した方など、新たに被保険者となった方は、当初は普通徴収で納めていただきます。

納付書で納付（普通徴収）

- 対象者 ・ 年金が年額18万円未満の方
- ・ 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 納め方 ・ 役場が送付する納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

普通徴収	
7月から翌年2月までの毎月（年8回）	

年金からの天引き（特別徴収）

- 対象者 ・ 年金が年額18万円以上の方（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）
- 納め方 ・ 年6回の年金定例期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料額を納めます。			前年の所得が確定後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。		

普通徴収の方は	特別徴収の方は
口座振替が便利です 保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利な口座振替をご利用ください。	口座振替にも変更できます 保険料の納付が年金からの天引きとなる方でも、口座振替に変更できるようになりました。 口座振替に変更した場合、社会保険料控除は、振替をする口座の名義人に適用されます。これにより世帯の税負担が軽くなる場合があります。
必要なもの	必要なもの
被保険者証	被保険者証
預金通帳	預金通帳
通帳の届け出印	通帳の届け出印

問い合わせ先 保険課医療年金係 ☎(48)1111(内215・257)

～まちの話題～



「夢に向かって」
中学校卒業式



卒園

○

卒業

おめでとう

夢や希望を胸に

それぞれの旅立ち

三月、町内の中学校、小学校で卒業式、幼稚園、保育園で卒園式が行われました。夢や希望を胸に、多くの子どもたちが涙とともに学舎（まなびや）を後にしました。
阿久比中学校の卒業式では、校長が式辞で、「それぞれの大きな夢に向かい、自信をもって人生を進んでください」とエールを贈りました。卒業生を代表して濱崎佳菜さんは「最高の仲間と先生に出会えたことを誇りに思います。お父さん、お母さん、

小学校卒業式

「飛び立とう
未来を信じて」



そして多くの皆さんいつも見守ってくれてありがとうございました。私たちはそれぞれの夢に向かって旅立ちます」と涙で声を詰まらせながら答辞を述べました。
また、草木小学校の卒業式では、校長が一人一人に卒業証書を手渡し、二十五人の卒業生は、先生や保護者在校生に将来の夢や中学校に向けての決意などを一人一人発表して、小学校に別れを告げました。



「楽しいことが
たくさんあったね」
幼稚園卒園式

オアシススケッチ

子どもたちがスポーツ村で記録に挑む



記録に挑む子どもたち

3月13日、第14回阿久比町近郊リレーカーニバル大会が、阿久比スポーツ村陸上競技場で開かれました。

知多地方の学校やクラブに所属する小学生と中学生約1,000人がスポーツ村に集い、陸上競技に汗を流しました。

選手たちは、自己記録更新を目指してトラック種目やフィールド種目に挑戦しました。記録が伸びて大喜びをする子どもや、リレーでうまくバトンが繋がらず悔しがる子どもなど、グラウンドではいろいろなドラマが生まれました。

あいさつ運動を5年1組から発信



校門の前で元気にあいさつを交わす東部小児童

「一番うれしいのは、あいさつをしてもらうことだよ」。その一言がきっかけとなり東部小学校の5年生が3月10日～16日の5日間「あいさつ運動」に取り組みました。

5年生は総合的な学習の時間でボランティアを学びました。登下校時に「見守り隊」を続けるボランティアの「一言」がクラス全員の気持ちを動かしました。

5年1組の児童たちは、朝、校門の前に立ち、登校する子どもたちに「元気にあいさつをしましょう」と声を掛けながら、手作りのピラを配り、あいさつ運動を呼び掛けました。ポスターやマスコット作りにも取り組み、「見守り隊の皆さんへの恩返しです。阿久比町すべての学校であいさつ運動を広めたい」と話していました。

日本語を学ぶために留学



日本での生活を満喫するヤン君

スイスからの留学生ヤン・ブラッセル君（17歳）が3月11日、町長を表敬訪問しました。

ヤン君は東知多ロータリークラブの交換留学生として、昨年の8月に日本を訪れ、阿久比高校で日本語の勉強をしています。クラブ会員宅でホームステイを続け、3月から5月までは、西脇全宏さん（卯之山）宅で過ごします。

町長と地球儀を見ながら歓談し、「日本で勉強したことを将来のために役立てたい」と笑顔で話していました。

「手前みそ」だけど、おいしいよ



大豆をミンチ機にかける参加者

3月9日、中央公民館本館調理室で「手作りみそ講習会」が開かれました。

あぐいぐらしの会と愛知県農村生活アドバイザーが講師を務め、36人の参加者がみそ造りに取り組みました。

一昼夜水に漬けた阿久比産の大豆をやわらかくなるまでゆで、ミンチ機にかけてつぶし、米こうじと塩を混ぜて容器に詰めていきました。参加者は「食の安全性を考えて、造れるものは自分で造りたい」と話していました。みその食べごろは10月です。

春の

犯罪にあわない

犯罪を起こさせない

犯罪を見逃さない

4月1日(木)~10日(土)

安全なまちづくり県民運動

犯罪のない明るいまちを目指し、春の安全なまちづくり県民運動を実施します。

取り組み内容

【子どもが被害者となる事件・事故の防止】

- 子どもと一緒に「こども110番の家」の場所を確認しておきましょう。
- 子どもが出掛けるときは、必ず行き先を告げさせるようにしましょう。
- 危険な目に遭ったときは、「逃げる」、「大声で助けを呼ぶ」ように教えましょう。
- 地域ぐるみで子どもを守りましょう。

【住宅対象侵入盗の防止】

- 短時間の外出でもカギをしっかりかけましょう。
- 留守を悟られないようにし、貴重品は分散して保管しましょう。
- 門灯や玄関灯を一晩中つけるなど、家の周りを常に明るくしましょう。
- 隣近所で声を掛け合い、地域ぐるみであいさつ運動をしましょう。

【自転車盗の防止】

- 外出先だけでなく自宅でも、自転車には必ずカギをかけましょう。
- ワイヤー錠などを使用して、ツーロックしましょう。
- 路上などに放置せず、明るく管理の行き届いた駐輪場に駐輪しましょう。
- 防犯登録をしましょう。登録シールは盗難防止の視覚的効果があります。

4月6日(火)~15日(木)

ゆずり合う

気持ち一つで皆笑顔

安全にゆっくり走ろう知多半島

「高めようモラル守ろうルール」をスローガンに春の交通安全県民運動を実施します。

重点目標

【子どもや高齢者を交通事故から守りましょう】

- 家庭では ・ 自宅付近の危険個所を子どもや高齢者に具体的に示し、交通安全について話し合いの機会をもちましょう。
- 運転者は ・ 歩行中や自転車乗車中の子どもや高齢者を見掛けたら、スピードを落とし、十分に注意しましょう。

【飲酒運転を根絶しましょう】

- 家庭では ・ 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて、家族で話し合う機会をもちましょう。
- ・ 飲酒の予定がある日の帰宅の方法について話し合っておきましょう。
- ・ 行楽の行き帰りには、運転手には絶対に飲酒をさせないようにしましょう。
- 運転者は ・ 飲酒を伴う会合などへの出席は、公共の交通機関を利用したり、代行運転や家族の送迎を依頼したりしましょう。
- ・ 飲酒運転は、被害者、加害者のいずれの人生をも狂わせる社会的犯罪であることを自覚しましょう。

【自転車の安全利用を進めましょう】

- 家庭では ・ 交通ルールを守ることの大切さについて家族で十分に話し合い、ヘルメットの着用を心掛け、特に子どもには着用を徹底しましょう。
- 運転者は ・ 交通ルールを守り、歩道を通行する時には歩行者優先を徹底しましょう。

【すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう】

- 家庭では ・ 「カチッと100！」を合言葉にすべての座席のシートベルト着用を発進の合図にするなど、家族みんなで100%着用を目指しましょう。
- ・ 子どもの体に合ったチャイルドシートを選び、正しい着用を習得しましょう。
- 運転者は ・ 同乗者にもシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ チャイルドシートの使用と座席への正しい取り付けを徹底しましょう。

【高めよう交通安全スリーS運動】

- 家庭では ・ 交通安全スリーS運動について家族で話し合う機会を多くもちましょう。
- 運転者は ・ 運転の際には、交通安全スリーS運動を常に念頭におき安全運転に心掛けましょう。

交通安全スリーS運動

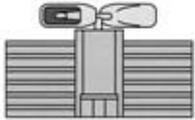
~自動車、自転車運転者の心得~

- ストップ (Stop) ...赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ!
- スロー (Slow) ...見通しの悪い交差点での速度をスロー、高齢者や子どもを見たら速度をスロー!
- スマート (Smart) ...運転中は携帯電話をしない、急発進・空ふかしをしない、シートベルトは正しく着用し、思いやりにあふれたスマート運転をしよう!

4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」(全国運動)、4月12日(月)は、県内一斉に街頭で交通安全を呼び掛けます。

反射タスキを防災交通課で配布しています。

交通安全県民運動



行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は
☎(48)7030へ問い合わせてください。最新
のメッセージを聞くことができます。

安全
で
住
み
よ
い
まちづくり
ニュース

防災交通課
☎(48)1111
(内208)

防災への意識改革

131

自主防災

自主防災活動の必要性

地震など大規模な災害が発生すると、役場や消防署・警察署などの防災関係機関は全力で活動します。しかし、

- ・ 火災や家屋倒壊で直ちに救助・救出活動ができない。
- ・ 道路や橋が壊れたり、倒壊家屋や路上駐車のため、消防車や救急車などの緊急車両が通れない。
- ・ 電話がかかりづらくなり、消防や警察への通報がかかりにくくなる。

水道管が破損した場合は、十分な消火活動ができなくなる。など、行政の活動が遅れることが予想されます。

このような状況の中で危険が迫っ

てきたら、どのように行動しますか。隣の家から煙が出ていたら、近所の人や倒壊家屋の下敷きになっていたら、知り合いの方がケガをされていたら・・・。

自らの手で初期消火や救助・救出活動、応急手当をしなければ、その被害を最小限に食い止めることができませぬ。一人一人が力を合わせ、近所の皆さんと助け合うことで尊い命を助け、財産を守ることができません。

災害に立ち向かうためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」自主防災の意識が必ず必要です。

自主防災の活動
町では、皆さんの自主防災活動を積極的に推進するためにさまざまな支援をしています。

- 自主防災会育成補助金制度
 - 自主防災会資機材補助金制度
- これらは、地域の防災力を高め、災害の軽減を図るための補助金制度です。

家具転倒防止金具取付補助
高齢者世帯などの要援護者を対象

消防団 観閲式



堂々と行進する消防団員

阿久比町消防団観閲式が三月十四日、阿久比スポーツ村第二駐車場で行われました。

町内五つの消防団が参加して、観閲、分列行進、消防操法、小隊訓練、放水訓練などを行い、日ごろの訓練の成果を来賓の前で披露しました。次の皆さんが優良消防団員として表彰されました。(敬称略)

- 半田警察署管内消防警察協議会
長表彰 小野貴嗣(第一分団副分団長) 青木良仁(第二分団員) 竹内辰徳(第三分団部長) 西村裕也(第三分団員) 近藤亮(第五分団班長)
- 阿久比町長表彰 功績章 関浩孝(第二分団副分団長) 功労章 田中俊充(第一分団部長) 佐藤康之(第三分団班長) 新美文彦(第四分団班長) 竹内竜悟(第五分団員)
- 阿久比町消防団長表彰 下村太一(第一分団員) 境田光一朗(同) 新美俊彦(第二分団員) 竹内洋祐(第三分団員) 竹内亨斗(同) 竹内雅樹(第五分団員)

に家具四点までの転倒防止金具を無償で設置します。

消火訓練

消防阿久比支署や地元消防団から指導を受け、消火器による初期消火訓練や消火栓からの放水訓練を実施します。

救護訓練

消防阿久比支署の指導のもと、身

近な「モノ」を使った応急手当や心肺蘇生法、AED機器の操作方法、負傷者の搬送方法を習得します。

防災出前講座

防災交通課では、地震防災を中心とする「防災出前講座」が皆さんの地域に出向きます。自主防災会を中心とした少人数のグループでも結構ですので、気軽に相談ください。

学校って楽しいな

—幼稚園・保育園と小学校の交流—

一貫教育プロジェクト幼児教育研究部会の取り組みとして、毎年幼稚園・保育園の園児と小学生の交流（交流プログラム）を行っています。園児が学校を訪れることで、学校の様子を知ったり、入学後上級生となる小学生と交流を深めたりすることで、園と小学校の段差を少しでもなくし、スムーズな接続を図ろうという試みです。今年も、町内4小学校で交流が行われました。その中の一部を紹介します。



<東部小学校>

2月の入学説明会に、体育館で1年生と来年度入学予定の年長園児との交流を行いました。1年早く入学したお兄さん・お姉さんと楽しく遊んで、小学校への入学を実感することができました。



<英比小学校>

1年生の生活科の学習で秋の木の葉や木の実を使った遊びを考え、「秋のお店屋さん」を開きました。学区の保育園とほくぶ幼稚園の園児を招いて、楽しい秋のフェスティバルとなりました。園児の楽しそうな笑顔を見て、小学生もとても満足げでした。

<草木小学校>

入学説明会の日に、入学予定園児と1年生が交流しました。1年生がこの日のために生活科で考え、準備した「お店屋さん」で楽しんでもらいました。魚釣り、塗り絵、的当てなどを行い、笑顔あふれるひとときとなりました。



中学校生徒が ハイチへの募金活動を行う

阿久比中学校の生徒会が、ハイチで発生した大地震で被災した人々を助けようと、校内で募金活動（2月16日～19日）を行いました。

「一人でも多くの人々の救済に貢献したいという気持ちで、全校生徒、先生方に協力していただきました」と生徒会長の阿知波遼君は話し、集まった義援金26,342円は赤十字愛知県支部へ送金されました。

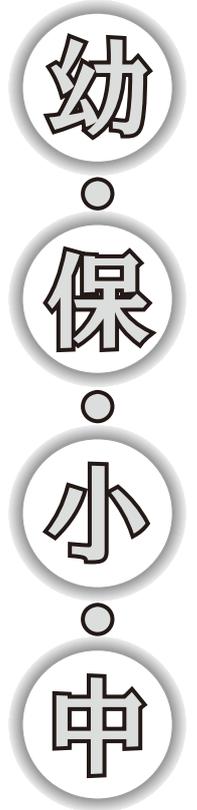
<南部小学校>

入学説明会の日に、交流学习を行いました。1年生から学校の様子を伝える手作りの紙芝居を使って、行事などの紹介をしました。1年生にとっては、この1年を振り返る機会となり、ちょっぴり上級生の気分を味わう時間となりました。



== 全国へ発信 62 ==

一貫教育プロジェクト





「箱ずしとおこしものづくり」

「手づくり宝生土びな展」



日にち 2月20日

場 所 中央公民館本館

阿久比で桃の節句といえば“箱ずし”と“おこしもの”をつくる風習が伝わっています。

青木君笑さんを講師に迎えて「箱ずしとおこしものづくり」講座を開きました。鮭のおぼろ、シイタケ、卵焼き、赤板かまぼこでつくる「箱ずし」と、色をつけて練った米粉を木型にはめてつくる「おこしもの」、どちらも親子で楽しくつくることができました。

日にち 2月26日～3月3日

場 所 中央公民館本館

画家の故水谷勇夫さんが特別養護老人ホーム「阿久比一期一会荘」で生前開いていた土びな教室。その教え子らの作品を一堂に会した「手づくり宝生土びな展」が開かれました。

町内外から6日間で2,257人が来館し、大盛況でした。子供たちへの思いが込められた土びなは、どれもいい表情で、皆さんを楽しませていました。

親子ふれあいひろば 参加親子募集



対 象：平成19年4月2日以降に生まれた未就園の子どもとその保護者
日 時：5月6日～11月11日(20回)(夏休み期間を除く)毎週木曜日 午前10時～
場 所：中央公民館本館ほか
講 師：子育てネットワーカーほか
参加費：4,000円(20回1講座)
定 員：15組

工作や季節行事を通じて親子のふれあいを深めてみませんか。子育てネットワーカーや保育士がお手伝いします。親子で友達をつくり元気いっぱい遊びましょう。

講 座 予 定

ミニ運動会		ふれあいの森の体育室で、玉入れやかけっこなど思いきり体を動かしましょう。
幼稚園・保育園訪問		園児と一緒に遊んだり、園内を見学したり先生のお話も聞けますよ。
クッキング		家で料理のお手伝いはちょっと...でも「ひろば」でなら大丈夫!火も使わず安全です。
おしゃべりサロン		ママ友や先輩方と「ちょっと聞いて!」「みんなはどうしてる」などなど、子育てについていっぱい話そう。

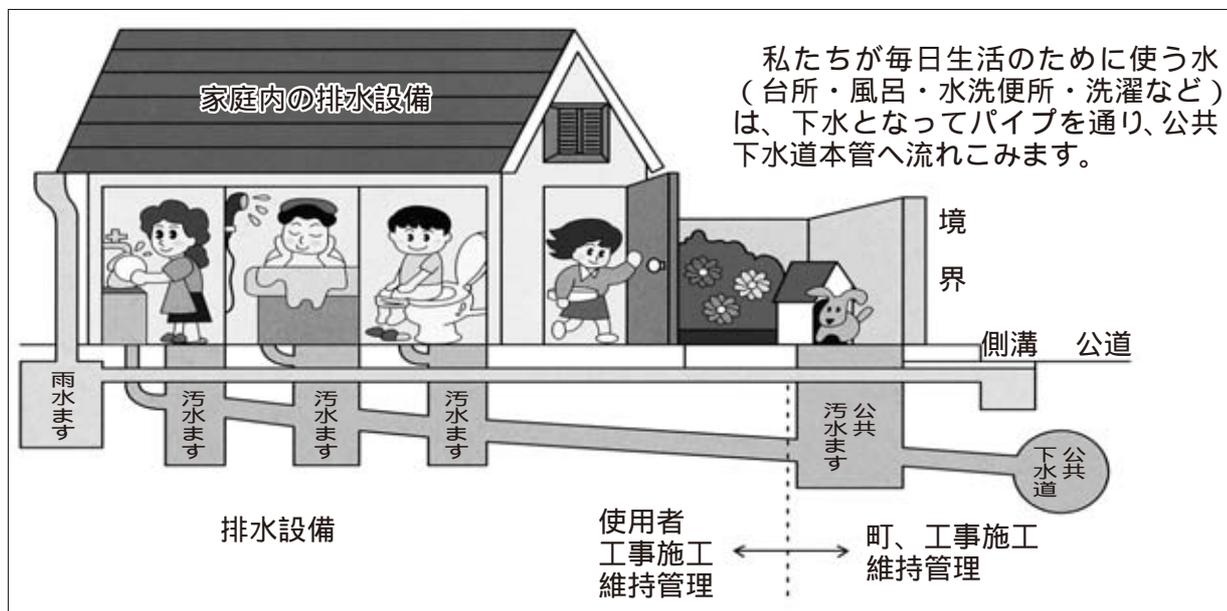
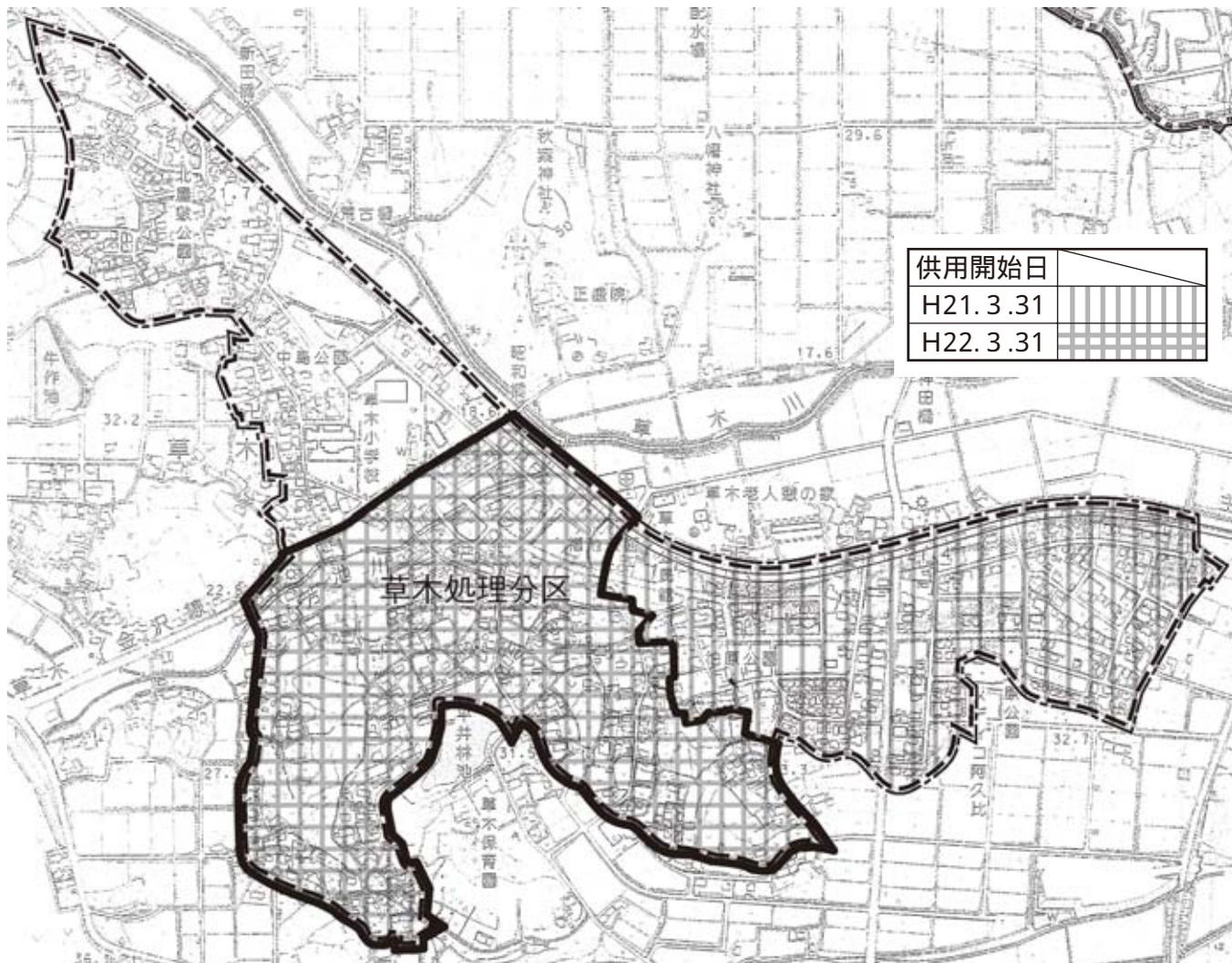
申し込み・問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)1111(内262)
4月19日(月)から23日(金)まで電話で申し込みを受け付けます。申込者多数の場合は抽選を行います。(初めて参加される方を優先します。)



下水道を使用して快適な生活を 新たに草木処理分区の一部が供用開始となりました

清潔で快適な暮らしの推進と環境整備のため、公共下水道事業を計画的に行い、東部、植大、高根台、棕岡、阿久比、卯之山、坂部、白沢処理分区で、すでに供用開始をしています。平成21年3月31日からは草木処理分区の一部（下図  の場所）でも供用開始しました。

平成22年3月31日からは、新たに、草木処理分区の一部（下図  の場所）が供用開始となりました。供用開始区域の皆さんには、公共下水道への接続に対し理解と協力をお願いします。



下水道のしくみ

排水設備工事は下水道指定工事店で

下水道指定工事店は、下水道に関する法律や条例などの基準に沿った排水設備工事を行うために必要な技術を習得しています。宅地内から公共下水道管までを接続する工事に必要な設計や書類手続きなどを行うことができる町が指定した工事店です。排水設備工事を行う場合は、必ず下記指定工事店へ申し込んでください。

問い合わせ先
 上下水道課
 (48)111
 (内 350・351・352)

阿久比町下水道指定工事店 (平成22年3月1日現在)

指定工事店	所在地	電話番号(連絡先)
アイセイ工業	阿久比町大字植大字東案留16番地 9	0569-48-8398
(株)アグメント	阿久比町大字草木字未広22番地	0569-48-3594
(有)アドバンス	阿久比町大字草木字栄13番地	0569-47-0900
伊藤システム	阿久比町大字矢高字西の台33番地内	0569-49-2208
ウイング マルヤマ	阿久比町大字草木字栄86番地	0569-48-0398
瑛特土木(株)	阿久比町大字卯坂字小谷130番地	0569-48-3401
(株)岡戸組	阿久比町大字白沢字二反ノ田39番地 1	0569-48-1981
カツヤマ建設(株)	阿久比町大字宮津字堂道12番地	0569-48-0815
(株)加藤建設知多営業所	阿久比町大字横松字宮前73番地 1	0569-48-0593
菊水建設(株)	阿久比町大字卯坂字梅ヶ丘150番地	0569-48-5314
沢田設備	阿久比町大字板山字平成59番地	0569-48-2407
(有)浪岡設備	阿久比町大字横松字前田15番地 1	0569-48-1625
日道工業(株)	阿久比町大字矢高字五反田16番地 1	0569-48-1456
早川水道(株)	阿久比町大字植大字大野崎31番地 1	0569-48-0201
(有)東丘	阿久比町大字草木字峯畑63番地	0569-48-5264
(有)丸竹鉄工所	阿久比町大字植大字東山ノ手 6 番地 1	0569-48-0135
(株)マルヤマ	阿久比町大字草木字伯父ヶ脇 5 番地	0569-48-0927
(株)山本工事	阿久比町大字植大字大野崎28番地 8	0569-48-2529
(有)山本水道設備	阿久比町大字板山字比沙田57番地	0569-48-0797
(株)光栄設備	大府市共西町七丁目360番地	0562-48-3344
(有)加藤建設	武豊町字巻町田119番地 1	0569-27-7838
(株)阿知波設備	知多市梅が丘一丁目18番地	0562-55-2569
阿南設備	知多市つじが丘三丁目15番地 3	0562-56-2806
(株)佐藤実業	知多市岡田字海渡66番地	0562-55-3231
(株)たつみ	知多市南巽が丘二丁目193番地	0562-34-9203
丸セ伊藤水道	知多市原二丁目10番地21	0562-34-9221
(株)菅原設備	津島市元寺町三丁目21番地 2	0567-24-1743
(株)山新設備	津島市唐臼町西島33番地	0567-31-0427
(有)愛地エンジニアリング	東海市高横須賀町五丁目114番地	0562-33-8518
(株)板倉設備	東海市養父町里中 9 番地 1	0562-33-2383
(株)オームラ組	東海市高横須賀町新田36番地 8	0562-32-1464
(有)岡田建設	東海市加木屋町大清水538番地 2	0562-57-6734
武一(株)	東海市加木屋町石田 1 番地 2	0562-33-2111
東福(株)	東海市加木屋町留木 4 番地 1	0562-34-5600
中西設備	東海市荒尾町藤左エ門起 1 番地 1	052-524-3334 052-603-5066
(株)日東土木	東海市中央町五丁目24番地	052-603-2501
(有)菅野設備工業	常滑市蒲池町五丁目10番地 1	0569-43-8332
(有)知多ホーム	常滑市鯉江本町五丁目140番地 名鉄常滑ビル401号室	0569-34-8187
(有)ナカノ	常滑市古場町二丁目35番地	0569-35-6660

指定工事店	所在地	電話番号(連絡先)
(有)早川ポンプ店	常滑市大野町五丁目17番地	0569-42-0575
(有)マルイワ工業所	常滑市栄町七丁目115番地	0569-35-2380
山田設備	豊明市前後町仙人塚1760番地39	0562-93-4473
(有)伊勢紳工業	名古屋市瑞穂区内方町二丁目44番地	052-841-5282
(株)稲熊水道	名古屋市天白区植田西二丁目407番地	052-801-1387
協立設備工業(株)	名古屋市千種区高見一丁目18番 9 号	052-751-2004
三東設備工事(株)	名古屋市千種区桜が丘226番地	052-782-2322
積和建設東名(株)	名古屋市守山区四軒家二丁目609番	052-772-2411
双伸工業(株)	名古屋市中川区横前町81番地	052-412-4221
ダイスイ設備(株)	名古屋市熱田区古新町二丁目73番地 2	052-681-6019
(有)藤工設備	名古屋市瑞穂区洲山町一丁目 8 番地 5	052-853-2717
(株)愛知テクノス	半田市向山町二丁目25番地	0569-26-2226
(有)片桐浴槽店	半田市宮本町三丁目208番地 1	0569-23-6280
(株)桑山水道半田支店	半田市一ノ草町202番地 4	0569-28-1385
コスモ水道設備(有)	半田市横川町二丁目67番地	0569-28-6057
さくら設備	半田市乙川西ノ宮町一丁目15番地 1	0569-23-1851
(有)サンセイ建設	半田市西大矢知町四丁目105番地	0569-28-6757
三和(株)	半田市亀崎町九丁目123番地 8	0569-28-2464
ダイエー設備	半田市大高町三丁目101番地26	0569-28-5890
(有)高増設備工業	半田市大高町三丁目 5 番地	0569-29-1698
(有)竹内設備工業	半田市花園町二丁目12番地23	0569-23-2640
知多設備(株)	半田市彦洲町一丁目228番地 3	0569-22-1199
(株)知多土木	半田市瑞穂町八丁目 7 番地 8	0569-31-0024
(有)東海維持管理興業	半田市瑞穂町五丁目 5 番 21	0569-32-3318
トーション	半田市岩滑中町五丁目 124番地	0569-26-1531
(有)トービックス	半田市亀崎町四丁目193番地	0569-29-2267
日星設備(株)	半田市南大矢知町二丁目46番地24	0569-28-4141
(株)富士総合設備事務所	半田市平井町三丁目18番地 1	0569-27-7898
本部住宅機器(株)	半田市宮本町三丁目211番地11	0569-21-7294
松川設備工業(株)	半田市協和町二丁目115番地	0569-21-5087
(株)美里工業所	半田市阿原町43番地	0569-29-0423
山本粘土建設(株)	半田市板山町十五丁目168番地	0569-27-5863
ゆかり設備	半田市美原町二丁目142番地 2	0569-28-1784
黒木水道設備	東浦町大字石浜字平鳥53番地 2	0562-84-0990
(有)セイワ設備工業	東浦町大字生路字西畑13番地 1	0562-84-4807
トーエイ(株)	東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地 1	0562-83-3880
中川設備工業(株)	東浦町大字緒川字西釜池 5 番地15	0562-34-9232
東浦土建(株)	東浦町大字藤江字柳字28番地 1	0562-83-4184
大浜燃料(株)	碧南市港本町 4 番地21	0566-41-2666

シリーズ

阿久比を歩く ⑫



竹やぶに埋まる「道標」

植大野崎の信号を曲がり西へ向かう。知多半島道路下のトンネルをくぐり、しばらく行き、信号を直進して蟻塚根橋を渡る。西長子付近にあるとされる「道標」を探す。

周りは田んぼや雑木林。土手にはツクシが顔を出す。時折、鳥のさえずりが聞こえる。あぜ道に軽トラックが止まる。農作業を終えて、雑木林の方から戻ってくる男性の姿が見えたので、「道標」について聞いてみ

石造物を巡る(植・大古根コース②)



た。

「二つあるよ。行ってみるかね。快く案内役を引き受けてくれる。友人と男性の後に続く。

男性は「一つ目は、これだよ」と、竹やぶに埋もれる石造物を指差す。上部に阿弥陀立像の浮き彫りがはっきりと見える。その下には「右大」、「左と」の文字が読み取れる。「右大の」、「左とこなべ」と記されているようだが、埋もれてしまい文字が見えない。

半田市に在住という男性は阿久比町内で農業を営む。私たちが歩いてきた道は、男性いわく「黒鍬街道」と呼ばれていたようだ。

近世、知多半島の農家の人々は、毎年農閑期に少しでも収入を得て、生活を楽にしようと、各地方へ出稼ぎに出掛けた。主な仕事は土木工事で、工事に使う大きな黒色の鍬を持って出掛けたことから「黒鍬稼ぎ」と呼び、大正時代末まで続いたとされる。

「この道を使い、常滑の大野から

亀崎や三河へ多くの職人さんが出掛けたと聞くよ」。道標はかつての主要街道の重要ポイントで、阿弥陀さん「は、往来する人々を静かに見守った。



全体に緑色のコケが覆う「九右工門地藏尊」

「もう一つはこの荒地の向こうだよ」。草木をかき分けなければ行くことができない場所に「九右工門地藏尊」があるらしい。「どうしてお地藏さんがあることを、知ってみえるのですか」と友人が尋ねる。「昔、牛車を引いて田んぼへ通った道で、いつも見てたからだよ」との返答。

目の前に小さな地藏が現れた。表に「右山田、左とこなべ」、裏側に「願主九右工門」の文字が刻まれると「町文化財調査報告書」に解説される。野ざらしで、緑色のコケが全体を覆う。

「この辺りは子どもものころ春になると、ぼんつく」をして遊んだ場所だからね。ウナギやナマスが捕れたよ」。男性の目が童心に返る。

男性に出会えなければ二つの石造物の発見はなかった。「一期一会」ですよね。友人の言葉にうなずいた。

飼い犬は、 登録と狂犬病予防注射を 登録と予防注射の日程



期 日	受付時間	実施会場
4月21日(水)	10:00~10:20	横松公民館
	10:30~10:50	宮津公民館
	11:00~11:30	宮津山田集会所
	13:00~13:20	阿久比団地南風公園
	13:30~13:50	福住老人憩の家
4月22日(木)	14:00~14:20	板山公民館
	10:00~10:20	高根台集会所
	10:30~10:50	日生コーポ原前
	11:00~11:20	白沢台中央公園
	13:00~13:20	白沢公会堂
4月23日(金)	13:30~14:10	草木公民館
	10:00~10:20	町立図書館駐車場
	10:30~10:50	矢口公民館
	11:00~11:20	植公民館
	13:00~13:20	大古根公民館
5月20日(木)	13:30~14:00	オアシスセンター
	10:00~10:20	萩老人憩の家
	10:30~10:50	宮津山田集会所
	11:00~11:20	福住園高台東公園
	13:00~13:20	高根台集会所
5月21日(金)	13:30~14:30	草木公民館
	10:00~10:20	町立図書館駐車場
	10:30~10:50	丸山公園武道場
	11:00~11:20	高岡老人憩の家
	13:00~13:20	植公民館
	13:30~14:10	オアシスセンター

飼い犬は必ず登録(一生涯一回)し、年に一回の予防注射を受けることが、狂犬病予防法により定められています。

登録済みの飼い犬は、予防注射のみ受けてください。未登録の犬や、新たに犬(生後九十一日以上)を飼い始めた方は、登録と予防注射を受けてください。

料 金

- ・ 予防注射 一頭につき三千三百円 (注射料金二千七百五十円、注射済票手数料五百五十円)
- ・ 新規登録 一頭につき三千円

都合により、登録・注射会場に出

掛けられない場合は、必ず獣医で予防注射を受けてください。

登録・注射会場に出掛けるときは

- ・ 首輪が抜けないように十分注意してください。
- ・ 犬の鑑札、注射済票は必ず首輪につけてください。
- ・ 予防注射通知書(ハガキ)を必ず会場へ持参してください。
- ・ 獣医で受ける場合も、予防注射通知書(ハガキ)を持参してください。

問い合わせ先 環境衛生課
☎(48)1111(内310・317)

廃プラ分別収集に協力を

阿久比町では「あなたが主役ごみの分別とリサイクル」を合言葉にリサイクルとごみの減量に取り組んでいます。しかし、収集されたプラスチック製容器包装(廃プラ)の指定袋の中には、紙製品やペットボトルなどの廃プラ以外のものが入っていたり、容器に中身が残っていたりするため処理できず悪臭がするものなどが増えています。

ごみ出しルールを再確認して、廃プラの分別収集にご協力ください。

食べ物の付着や汚れを落とし、水を切ってから出してください。

ボトル類は中身が残っていないか確認し出してください。ペットボトルは資源ごみに出してください。マヨネーズなどのチューブ類やラップなどの汚れの落ちないものは燃えるごみに出してください。

ポリバケツやプラスチックのおもちゃなど硬質のプラスチック製品は燃えるごみに出してください。

各家庭から収集された廃プラは、業者が再処理をしてプラスチック製品や燃料へとリサイクルされます。

リサイクルとごみの減量には、家庭での分別が必要です。協力をお願いします。

問い合わせ先 環境衛生課
☎(48)1111(内317・310)

お知らせ

都市計画公園の変更案を縦覧します

衣浦西部都市計画公園の変更案の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 四月一日～四月十五日
午前八時半～午後五時(土曜・日曜日を除く)

縦覧場所 役場建設部建設課
変更公園名称・場所
山田中央公園・山田東公園

阿久比町大字宮津字山田地内

意見のある方は、四月十五日までに阿久比町長に意見書を提出することができます。(阿久比町の住民および利害関係者に限る)

問い合わせ先 建設課 ☎(48)1111(内288)

緊急保証制度をご利用の方へ 信用保証料補助制度を延長

阿久比町では、国の緊急保証制度を利用して受けた融資に係る信用保証料の一部の補助対象となる融資期間を平成二十三年三月三十一日まで延長しました(予算額に達した時点で終了)。

補助対象者 次の条件をすべて満たす方 中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づく阿久比町長の認定を受けた方 緊急保証制度および愛知県のセーフティーネット資金の融資を受けた方 信用保証料の全額を愛知県信用保証協会に納付済みの方 税金

どの滞納のない方(平成二十一年以降に補助を既に受けた方で、限度額に達している方は対象となりません)

補助対象融資 平成二十三年三月三十一日までの間に融資を受けた方

補助金の額 支払った信用保証料の二分の一(百円未満の端数切捨)の額で十万円を限度とする。

申請の方法 申請者は、信用保証料を支払った日から三月以内

次の書類を提出。補助金交付申請書 取扱金融機関証明書 税金

どの納付を証明する書類 信用保証を決定した旨の通知書の写し 申請書提出・問い合わせ先 産業

課商工労政係 ☎(48)1111(内234)

税務職員(大学卒業程度)を募集

職種 国税専門官

受験資格

昭和五十六年四月二日～平成元年四月一日生まれの方(平成元年四月二日以降に生まれた方でも、大学を卒業した方および平成二十三年三月までに卒業する見込みの方、人事院が大学卒業と同等の資格があると認める方は受験可)

試験日 第一次試験 六月十三日

(日)、第二次試験 七月二十日

(火)～二十七日(火)のいずれか指定する日

申込期限 四月十四日
問い合わせ先 名古屋国税局総務部人事第二課試験係 ☎052(951)3511(内3450)
HP <http://www.nta.go.jp>

在職者対象訓練「第二種電気工事士技能講座①」を開催

日時 五月二十二日(土)と二十三日(日)の二日間 一日目は午前九時十分～午後四時半、二日目は午前九時十分～午後三時四十分

場所 県立高浜高等技術専門学校 対象 第二種電気工事士の取得を目指す方

定員 十人
受講料 二千三百円(テキスト・材料代は別途)

募集期間 四月五日～二十六日
問い合わせ先 県立高浜高等技術

専門学校 ☎0566(53)0031

消費生活相談窓口を開設

阿久比町では、四月から消費生活相談事業を始めます。

経験豊富な相談員が対応します。相談時間中に解決できない事案は、愛知県知多県民生活プラザに引継ぐことができますので安心してご利用ください。

相談内容 悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブル
相談日 毎月第二水曜日(四月は十四日です)

相談時間 午前十時～正午、午後一時～午後四時
会場 中央公民館本館205号室
相談方法 面接または電話

問い合わせ先 産業課商工労政係 ☎(48)1111(内234)

流域モニタリング一斉調査の参加者(グループ)を募集

流域モニタリング一斉調査とは、森から海までの流域全体を視野に入れ、水循環の現状とその変化を把握するため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して流域の水環境の状況を県内全域で調査するものです。

資格 問いません(二名以上での参加を基本。子どもだけの調査は危険なため、保護者と一緒に参加)

調査時期 六月五日(環境の日)の前後一週間(期間内に調査ができない場合は時期をずらして調査することも可能)

調査内容 身近な水辺(河川、湖沼、海、水路、ため池など)で「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」について調査を行い報告。

募集期間 四月一日(木)～五月十一日(火)

申し込み・問い合わせ先 愛知県水地盤環境課 ☎052(954)6220、環境衛生課 ☎(48)1111(内310・317)

問い合わせ先 愛知県水地盤環境課 ☎052(954)6220、環境衛生課 ☎(48)1111(内310・317)

住宅用太陽光発電システム

設置費を補助



町では地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図ることを目的に住宅用太陽光発電システム設置者に補助金を交付します。

対象

町内の住宅に新たに対象システムを設置する方で、町税を滞納していない方。

対象システム

低圧配電線と逆潮流有りで連係し、太陽電池の最大出力が十キロワット未満の太陽光発電システム。(未使用品に限ります。)

補助金の額

一キロワット当たり二万円に対象システムを構成する太陽電池の最大出力値(単位はキロワットとし、小数第二位を四捨五入)を乗じて得た額です。

補助金の上限額は、八万円です。

申し込み

環境衛生課窓口(オアシスセンター一階)で、四月一日から先着順に受け付けます。

申請書類は、環境衛生課窓口で配布します。ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/kankyo/taiyoukou.htm>)からもダウンロードできます。

問い合わせ先

環境衛生課 ☎(48)1111
(内310・317)

高齢者タクシー料金助成券を交付します

平成22年度タクシー料金助成券の交付を4月1日から行います。対象者は、満70歳以上の方が対象です。

次のものをお持ちください。

継続の方

証明書(タクシー料金助成券登録時に作成したもの) 印鑑

新規の方

本人の写真(縦3センチ×横2.5センチ) 印鑑、生年月日の分かるもの(免許証など)

問い合わせ先 保険課介護保険係

☎(48)1111 (内228・290)

今月の納税など

固定資産税 全・1期分
都市計画税

納期限は

4月30日(金)です。

口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

阿久比町短歌の会

いつの間にか何処かでボタン掛け違う疎遠となりて二年目の冬
初詣で氏神様にこつそりと願いに入れぬ短歌の上達
初春の鼓動といはむ参道に聞く玉砂利の絶へざりし音
「屋根の上の・・・」「陽はまた昇る」を唄いし森繁久弥は天上の人
変らじと思ふ生活も何時しらに夫の昼寝の多くなりたり
老人ならば他人の好意は当然と思ふこころの寂しさ哀し

高遠なる夢掲げしは遙かなり目覚めてもぐる布団の優しき
冬の庭をうるおす赤き南天のつぶら実揃いて小さく華やぐ
聖夜にはネオン輝く我が街に国旗の見られぬ正月寂しき
七回忌過ぎたる父の形見なるジャンパー着込み冬の焔うつ
贈られし手袋つけて歩みゆくを黄泉の国より友見るらんか
明けやらぬ町をゆつくり走りゆくパトカーのゐる安堵に浸る

加藤かずみ
橋立 智子
長坂吉余子
山本きさ子
桃井 昌子
田中 太平

岡本 育与
勝 暁子
山口 昇
竹内 清己
渡辺百合子
奥田 貞子

スポーツ村で健康増進「みんなで楽しく汗をかきましょう」

阿久比スポーツ村を走るう

主催 阿久比町教育委員会

会 場 阿久比スポーツ村陸上競技場

開催日 毎月第2日曜日（雨天中止）
平成22年度は



4月11日	5月9日	6月13日	7月11日
8月8日	9月12日	10月17日	11月14日
12月12日	1月9日	2月13日	3月13日

10月17日は、社会福祉協議会主催「障がい者大運動会」と共同開催の予定です。練習メニューなどはありません。自由に陸上競技場を走ってください。

資 格 町内在住・在勤・在学者
年齢、性別は問いません

時 間 午前9時30分～午前11時30分

参加費 無料（町で保険などには入りません。自己責任で参加してください。）

申し込み 開催日にスポーツ村クラブハウスで受け付けを行ってください。

問い合わせ先 阿久比スポーツ村 ☎(49)2500



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
歴史と伝統を守り、教養を高めます。
スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
ボランティア活動に、すすんで参加します。



人口と世帯



世帯数 8,683 (+7) 2月中の異動
人 口 25,355人(+38) 出生 21 転入 79
男 12,556人(+14) 死亡 11 転出 51
女 12,799人(+24)

()は前月との増減数 平成22年3月1日現在

